

【会議の名称】平成30年度第1回古賀市人権施策審議会 会議録

【日時・場所】平成30年(2018年)6月1日(金曜日) 15時

古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室

【主な議題】

1. 開会あいさつ
2. 市長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 審議会委員の自己紹介
5. 会長・副会長の選出
6. 会長あいさつ
7. 諮問
8. 古賀市人権施策審議会について(説明)
9. 議事
  - (1) 会議の公開、議事録の署名人について
  - (2) 諮問「古賀市人権施策基本指針に基づく平成30年度実施計画(案)」について
10. 閉会あいさつ

【傍聴者数】なし

【出席委員】(7名)

会長	渡 信人	副会長	松本 正敏
委員	岩城 和代	委員	萱沼 美香
委員	直江 葉子	委員	原口 一夫
委員	原田 博治		

【欠席委員】なし

【説明のため出席した者の職氏名】

副市長	横田 昌宏	副市長	柴田 俊一
教育長	長谷川 清孝		
総務部長	吉村 博文	市民部長	清水 万里子
保健福祉部長	野村 哲也	建設産業部長	松尾 佳久
教育部長	青谷 昇	一部事務組合局長	河北 吉昭
議会事務局長	洪田 倫男		
経営企画課長	大浦 康志	人事課長	横田 浩一
コミュニティ推進課長	嶋田 東子	海津木苑長	吉田 義昭

農林振興課長-----牟田口 政和  
建設課長-----吉永 誠  
学校教育課長-----木部 里美  
青少年育成課長-----桐原 誠  
障害者福祉係長-----割石 明日香  
包括支援センター係長-----吉武 淳子  
隣保館長-----三上 貴司

都市計画課長-----水上 豊  
商工政策課長-----橘 勇治  
生涯学習推進課長-----中村 由果  
福祉課長-----川上 幹夫  
介護支援課長-----星野 美香  
子育て支援課長-----村山 晶教  
隣保館係長-----瀧本 佳規

【庶務担当事務局職員】

人権センター課長-----森下 早苗  
人権教育・啓発係長-----小河 浩司

人権センター課長補佐-----水野 幸徳

【委員に配布した資料の名称】

1. 平成 30 年度第 1 回古賀市人権施策審議会次第
2. 諮問第 1 号 古賀市人権施策基本指針に基づく平成 30 年度実施計画（案）について

【会議の内容】

1. 開会(人権センター 課長)

2. 市長あいさつ(中村隆象 市長)

「人権尊重」という言葉は、自分にはこなれが悪い感じがする。これは、私だけでなく、かなりの方がそういう思いをされているのではないかと考えている。子どもの頃から「人権」という言葉はあったが、「人権侵害」や「人権じゅうりん」という言葉は、非常に硬い言葉でなかなかこなれが悪い気がしてならない。その言葉を何とかして、私たちが慣れ親しんだ言葉に置き換えて言った方が、もっと人のところに沁(し)みとおるのではないかという思いで申し上げているが、中には人権の主権者が、「人権がよくわからないとは何事か」というお叱りもある。ただ、他にも例があり、男女共同参画審議会の中で、「男女共同参画」という字は非常に硬いから、なかなか人の気持ちに入らないという意見が出ており、古賀市に限らずもっと優しいことばで、例えば古賀市においては「輝きこが人」とかやわらかい言葉に変えて男女共同参画の推進をしている。人権についても三角柱に小・中学生のことばを入れているが、ある意味では子どもにも分かりやすい言葉で人権尊重ということ、人のところに訴えるという意義もあると思う。叱られながらも、この話をしていきたい。論語の中に、「己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」とある。これは自身の気持ちにスーッと入ってくる。これと「人権尊重」とはどこが違うのか、違うところはあるかもしれないが、気持ち的には似通ったところがあるのではないかと考える。人権尊重運動の中に、昔から慣れ親しんだ言葉を使って人権尊重に結びつくようなやり方というのをも考えてもよいのではないかと考えている。言葉足らずで反発を招いたり叱られたりしているが、意のある所はそういうところであり、審議会においても、そういう視点からの意見もいただきたいと思う。今日はどうもありがとうございました。

### 3. 委嘱書交付(人権センター課長)

委員一人ひとりに市長から交付する。五十音順に岩城氏から願います。  
順次、萱沼氏、直江氏、原口氏、原田氏、松本氏、渡氏

### 4. 審議会委員の自己紹介

各自自己紹介  
職員の紹介は行わないため、座席表にて確認願う。

### 5. 会長・副会長選出(人権センター 課長)

古賀市人権施策審議会条例第5条では、本審議会に会長及び副会長をおくと規定している。どなたか引き受けていただける方はおられないか。事務局に一任してもらってよいか。それでは、会長に渡信人委員、副会長に松本正敏委員に願いたい。渡委員・松本委員は前の席に移動願う。

### 6. 会長あいさつ(渡 会長)

会長を引き受けたが、自己紹介でも話した通り、決して十分な人物ではない。ただ、市がめざす総合政策の中で、人権施策は格調も高く中身も濃いものだと思っている。審議会の会長は、私には重責だが、委員にご協力いただき進めたい。

### 7. 諮問

中村古賀市長から渡人権施策審議会会長に対し諮問書の交付。

### 8. 古賀市人権施策審議会について(人権センター 課長)

本審議会の趣旨、目的などについて簡単に説明させていただく。

古賀市ではこれまで、「古賀市同和問題等の早期解決に関する条例」及び「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」などに基つき、関係機関、団体と連携し、あらゆる差別の撤廃に向けて総合的な取組を行ってきた。

その上で、さらなる人権の尊重と共生する社会の形成をめざし、これまでの施策の成果、精神を踏まえつつ、人権施策のあり方を見直し、人権教育・啓発に重点を置いた取組を推進するため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基つき「古賀市人権施策基本指針」の策定に取り組むことを決め、新たな人権施策のあり方を審議し意見をもらう第三者機関として、「古賀市人権施策審議会」を平成18年度に設置した。

平成19年度には、「古賀市人権施策基本指針」を策定し、これに基つき「実施計画」を毎年作成している。

本日は、平成29年度の事業の成果、評価、課題等、また、全体的なことについて不明の点など質疑いただき、30年度の人権施策の効果が高まるよう意見をいただきたい。

## 9. 議事

### (渡 会長)

それでは早速、レジュメに沿って議事を進めたい。

(1) 会議の公開及び議事録署名人について、事務局に説明を求める。

### (人権センター課長補佐)

本市においては、附属機関等の会議を公開し、審議過程を明らかにすることにより、市の政策形成過程の透明性を高め、開かれた市政の実現をめざすため、原則、会議は公開することとしており、本審議会についても、公開することとしたいと考えている。

次に、本審議会の議事録の署名については、特段の規定を定めていないが、委員からの意見等正確に記録し、今後の市政に生かしていくために、要約筆記による議事録を作成する予定。

事務局としては、会長と副会長に議事録署名人となっていただきたいと考えている。

以上、会議の公開及び議事録署名人について、本市からのご提案である。

### (渡 会長)

会議の公開について、事務局から提案のあった通り、この会議は公開することでよいか。

※異議なしと発言する者あり。

異議がないようなので、本日の会議に傍聴の申し出があった場合は、許可することとする。

議事録署名人については、事務局から、私と松本委員を指名されたが、そのように取り計らってよいか。

※異議なしと発言する者あり。

それでは、議事録の署名人は、私と松本委員の2名とさせていただきます。

事務局には、議事録の素案ができれば、一度、各委員に間違いがないか確認してもらうこと。

次に、(2) 古賀市人権施策基本指針に基づく平成30年度実施計画(案)について、事務局に説明を求める。

### (人権センター課長補佐)

実施計画(案)の配布後、修正箇所が2か所見受けられた。お詫(わ)びし訂正いただきたい。

11ページ、「事業一覧」、「66ページの行」、人権教育・啓発事業の所管が都市計画課ではなく30年度は農林振興課の誤り。

27ページ、生涯学習推進課が所管するシート、「主な事業内容」最初の白丸の日付が、9月23日土曜日の誤り。

事業シートの「見方」について、12ページ「農業者育成事業」を例に説明する。

最上段に、担当部、担当課の表記。

個別の人権課題、何の課題かは数字で記載している。この数字は、11ページに記載の個別の人権課題1から10までに対応している。

政策体系図は、古賀市総合振興計画に記載している政策のどこに位置付けられているかを数字で表記している。

主な事業内容には表を記載している。この表記は本年度からの取組である。

「成果、評価」は白丸、「課題」は黒丸で分けている。

本日の審議は、53の基本事業と59の事業シートになるが、審議にあたっては、配布した「審議会の進め方」のとおり、前半・後半に分けてお願いしたい。前半が総務、市民、建設産業、教育の各部署が所管する事業について、後半は、保健福祉部が所管する事業について、2つに分けて進めてほしい。別紙1から4までに、それぞれ対象となる事業と出席職員の資料を配布している。それを見ながら審議いただきたい。

以上、事務局からの説明を終わる。

---

## 【前半審議 開始】

### （渡 会長）

事務局から説明があったとおり、今日の審議は2班に分けて行われる。前半の審議については、別紙1に事業名、別紙2に担当部署等が「座席表」として示されているので、その資料に沿って進めたい。資料は、事前に配布されているので、委員は、あらかじめ目を通してもらっているものと思う。「各事業についてもう少し尋ねてみたい」あるいは、全体的な感想などでもかまわないがいかがか。

### （原口 委員）

4ページ、古賀市人権施策体系表について、各人権課題に主な根拠法令が記されているが、子どもの人権問題の表中、子どもの貧困対策推進法が記されていないのはなぜか。また、平成28年施行されているいわゆる教育機会確保法（正式名称「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）という不登校に関わる法律があるが、記されていないのはなぜか。

### （人権センター課長補佐）

指摘のあった各法律も含め、詳細にわたって確認ができていないのが現状である。各個別の人権課題に関わる新たな法律が成立していることも考えられる。見落としている法律もあると思われるため、指摘されたものも含めて再度洗い直したい。

### （原田 委員）

担当がどこか不明だが、1ページ目、「実施計画策定の背景」について2～3伺う。

一、部落差別解消推進法の表記に、「相談体制の充実、教育啓発の推進、実態調査の実施など、国の責務として具合的施策に取り組む～」と記載されているが、地方自治体も深くかかわるような書き方になっている。例えば、第4条第2項では、「地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。」と表記されている。責務という表現ではなく「努めるものとする」というニュアンスの違いはあるにしても、国だけの問題ではないということをしかりと認識していただきたい。そういう意味で、書き方についても、もう少し丁寧に書いた方がよい。

- 二、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されているが、具体的な展開が、実施計画の中に見当たらない。例えば、この法に基づいて職員向けの対応要領を作成するという項目があるが、作成されたのか。また、その内容がどんなものなのか、職員に周知徹底されているのか等が大事なポイントである。その具体的な説明が見当たらないが、あれば聞きたい。
- 三、部落地名総鑑に関わって、「古賀市においてもインターネット上の掲示板～中略～さまざまな人権侵害事件が確認されています。」と記載されているが、言える範囲で結構だが、どういう書き込みがあったのか、また、どういう特定の民族に対する差別・中傷ビラがあったのか教えてほしい。

#### **(人権センター課長補佐)**

一点目については、意見として承りたいが、決して地方自治体に責務が無いとは考えてない。部落差別解消推進法に記されている実態調査も含めて、国の動向を注視しているが、実態調査の必要性については、これまでも実施してきていることから、国だけの問題であるとは考えていない。法において部落差別が現存するということが明確に示されたということは、地方自治体としても重く受け止め、その解決に向けて努力していくことは当然のことである。その上で、記述の仕方については丁寧に対応していきたい。

三点目の差別書き込みについては、古賀市内の特定の地域を同和地区と関連付けて中傷するような書き込みが、相当数見受けられるというのが現状である。また、在日韓国・朝鮮人を対象にした誹謗（ひぼう）・中傷ビラが市内に出回ったということである。

#### **(保健福祉部長)**

二点目について、障がい者差別解消法に関する職員対応要領については、28年度中に策定した。

概要としては、障害といってもさまざまな差別があるため、それぞれに応じた対応を行う旨を示している。策定にあたっては、国、県のものを参考に、古賀市の障がい者団体からも意見を聴きながら策定した。これを基に全職員対象に研修を行った。

#### **(原口 委員)**

東日本震災の記述があるが、それ以降熊本地震、朝倉の水害等が発生した。その中で見えてきた課題として、高齢者や障がい者の避難所生活を送る上での課題が明らかになってきている。

熊本の場合、避難できない障がい者が多数存在したことなどを学んで、古賀市ではどのような対策をとるのか、弱者と言われる障がい者や子ども、高齢者をどう守るのか、それがどの施策に出てくるのか。

#### **(保健福祉部長)**

完成はしていないが、一昨年度から福祉避難所の運営について見直すべきと考え、「福祉避難所あり方検討委員会」を設け、東日本大震災や熊本地震などを踏まえて、どう運営していくか庁内で検討してきた。昨年の段階で概（おおむ）ね（案）までできており、最終的には細部を詰めていき、間もなく完成の予定である。

### **(原口 委員)**

はじめて古賀市の状況を知った。そのようなことをこの中（実施計画）に盛り込まれないのか。

### **(人権センター課長補佐)**

人命にかかわるもので、基本的人権の尊重という面では一番に掲げられるべきものであると考える。今回の実施計画には盛り込まれていないが、だからと言って決して取り組んでいないわけではない。

実施計画作成の仕組みの中で抜け落ちているという欠点が見られることは、問題であると認識。

この点については、事務局の不手際と言わざるを得ない。今後作成する実施計画の仕組みの中に、しっかり組み入れて、抜け落ちることがないように努めたい。

### **(直江 委員)**

原口委員の質問に関連して、障がい者のバリアフリー化、ソフトではなくハード面、生活の基盤についてもわかりやすく、今後どの方向に向かうのかを示せば、障がい者も安心して古賀市に住むことができるのではないかと。福祉課の計画では、ハード部分が手薄だと感じる。数値化するか計画を示すなどしてほしい。

### **(建設産業部長)**

34 ページに「市民や道路利用者に対して、安心して安全な道路を提供する。」と掲げており、道路や歩道のバリアフリー化を行っている。今後記載していく。

### **(渡 会長)**

歩道整備はなされているのか。基本事業を構成する細事業には「バリアフリー歩道整備事業」と記されているが、主な事業内容にはその記述が無い。この点は指摘しておきたい。

### **(原田 委員)**

直江委員の質問に関連して、人権擁護委員は平成 22 年度に各地域の点字ブロックの調査を行った。その際、点字ブロックがあるべきところに無い、あっても剥がれている、摩耗、中断している、あるいは自転車等の障害物があり使いにくい等々の問題があった。平成 29 年度にその後の状況について再確認調査を古賀市でも実施した。その結果、「問題あり」の箇所が前回 8 か所あったが、8 か所とも問題が継続していた。個別に見ていくと、破損 4、摩耗 2、中断 4、障害物あり 4、誘導ブロック無し 2、その他の問題 1、箇所数は 8 だが不具合が複数ある箇所もあり、延べ 17 箇所問題箇所があった。具体的にどこに問題があったかということは、一覧リストを作って地元の人権擁護委員が情報提供すると思う。ぜひ今後改修等ハード部門の問題をクリアしてもらいたい。(要望・意見)

### **(萱沼 委員)**

全ての相談業務に係る事業に言えることだと思うが、近年市民からの相談内容が非常に複雑化、複合化、多様化しているということが、各事業の課題にも見られた。そのような中、関係機関や多種連

携など横断的な連携が求められるが、個人や世帯の個人情報の取り扱いをどうすべきかということが具体的に書かれてない点が非常に気にかかった。また、76 ページの「住民情報管理事務」に関わって、29 年度に実施した事業で、不正利用に対する対策が記されているが、市民等が個人情報の取り扱いについて一番気になっているのは、情報を取り扱う職員の情報の管理の徹底ではないかと思う。

過去に他の自治体では、職員が個人的な悪用のために不正に情報を利用したというケースがあった。おそらく古賀市でもアクセスログの監査や職員研修がなされていると思うが、その取組を事業内容に“見える化”する方が、よりはっきりすると思うがいかがか。

#### **(総務部長)**

個人情報の取り扱いについて、基幹系パソコンについては認証コードをもって使える職員が特定されているため、それ以外の職員は絶対に使用できないことになっている。チェックについては、年度当初に使用する職員を特定し、認証コード等で管理している。

#### **(萱沼 委員)**

認証コード等によりハード部分でチェックする機能はあると思うが、それに加えて、職員の意識啓発のための研修等の取組はなされているのか。なされているのであれば、それも記す方が良いのではないか。

#### **(人事課長)**

個人情報の取り扱いについては、職員の新規採用時や仕組みが変更になった場合等、研修を行っている。

#### **(人権センター課長補佐)**

個人情報については、庁舎内であっても、市民のさまざまな情報のやり取りが必要な事務が多数ある。であるが、個人情報取り扱いの厳格化に基づき、市民の税情報や住民票情報など、以前のように簡易なやり取りはできなくなっており職員も自覚している。条例や法令等に基づき必要な決裁手続きを踏んだうえで開示することが原則である。委員の指摘は、そのような取組が実施計画の中に見えないという点だと理解しており、意見として重く受け止め今後の計画に反映させたい。

#### **(原口 委員)**

部落差別解消推進法に関わる国の責務について話があったが、全国的に見ても、また福岡県においても、2 自治体で条例化を始めているが、古賀市ではそのようなことを考えているのか。

#### **(市民部長)**

小郡市、飯塚市で条例化されている。古賀市においてもさまざまな人権施策については先進的に行っていると評価を受けている。条例化については、古賀市人権施策基本指針に基づいてさまざまな施策を行っているが、その実効性等を勘案しながら検討していきたい。現時点では時期等について明確にできない。国や他自治体の動向を踏まえつつ今後の条例化に向けた検討を行っていく。



**(原口 委員)**

本年3月に福岡県は、福岡県人権教育・啓発基本指針を改定した。その理由は、喫緊の人権を取り巻く状況が変わってきているとのこと。それが反映されるようなものにこれが(古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画?)なっていないといけないと思う。そうなれば古賀市人権施策基本指針を見直す必要があると思う。実施計画には、最近の人権課題であるLGBTの記述が少ない感じがする。

玄界高校では制服をどうしていくのか、福岡市の中学校でも同様の動きがある中、その流れは古賀市にも及んでくるであろう。それに対する対応を学校教育、あるいは職員自体がLGBTに関してどのように研修していくのか。おそらく2020年までには法制化されると言われているため、待たなしで研修を進めていく必要があると思うが、そのことに関する動きが見えないがいかが考えるか。

**(教育部長)**

最近の動向をみると、問題は多様化しているが、LGBTの問題も確かにある。まずは職員が理解するための研修の必要性はあると考える。さまざまな機会を捉えて実施するとともに、学校教員も含め、最近の動向を踏まえた研修も実施していきたい。このことを基本指針の中でどう位置付けるかについては、改善すべき点は改善する必要があると考える。貴重な意見として承る。

**(学校教育課長)**

LGBTの件については、古賀市学校人権教育研究協議会の全員学習会等で、すでに教職員向けの研修は行っている。また、校内でも機会を捉えて校内研修を行い、配慮を要する子どもたちに向けて、十分な配慮をしていくように指導しながら各学校で取り組んでいるところである。

**(原口 委員)**

職員研修は実施していかなければならないが、子ども向けに、対象の子どもだけでなく取り巻く子どもたちに、性の多様性をどのように認識してもらうか。教材づくりや具体的にどう授業を作っていくかが今後問われてくると思う。県下では、先進的に冊子を作りカリキュラムを組んでいる地域も出てきている。そのような先進地の情報を得ながら、古賀市においてもぜひ、具体的に子どもたちはどう伝えていくか、どう優しい言葉でそのことを伝えていくのが課題としてあると思うがいかがか。

**(学校教育課長)**

その点については、古賀市独自の「いのちのノート」という人権教育副読本があり、その中で例えば、「男の子だから女の子だから」といった教材等もあるが、LGBTについても、さらに一步踏み込んだ教材づくりについても、校区連絡協議会等を通して進めていきたい。

**(松本 委員)**

総務部人事課に関わる質問。

人権施策が実施計画に基づいて行う基礎である、市職員の人権意識の高揚といった研修は、年に2回取り組まれているが、その中で職員一人ひとりがどのように自己評価しているのか、上司がどう評価しているのか伺いたい。自己評価表、業績評価表に評価項目があるのか。

### **(人事課長)**

評価項目に人権に特化した項目はない。職員自身がどのように変わったかを定量的に測ったことはないが、継続的な研修を行っているし、経年的に何年かおきに研修を行う中で職員の資質は高まっているというところでの評価になる。

### **(松本 委員)**

個人が、また自分自身がどう高まったのか、知覚として評価表を検討していただきたい。

### **(岩城 委員)**

個人情報について、古賀市職員がいろんなセクションを超えて個人情報を共有しなければいけない機会は多くあると思うが、その際は、そのルールを厳格にして守っていかなければならないという意見はよくわかるし納得している。しかし、私が社協の仕事をしている関係上、地域福祉を前進させていくために思うことがある。

平成 18 年 4 月に個人情報保護法が施行されて以降、この法律に対して理解が十分でなかったことに起因して、必要以上に過敏になり順調に流れていたものを断ち切ってしまった。

「これを言ったらだめ」、「これを言ったら法律に触れる」というようなことが地域福祉の推進を後退させてしまったという現実がある。

個人情報保護法で地域福祉を推進していくためには、地域の人が持っている情報を、自主的に要援護者を救う等のためにも有効活用するという視点も必要だと思う。そのためには、理論化して個人情報保護法に反しないように解釈を進化させることが大事ではないか。

福岡市社協と福岡市民児協と 2 年前に勉強会を開いて指針を作ったことがある。今それに基づき出前講座をしている中でかなり個人情報保護に対して誤解があり、地域福祉の前進に足かせになっている。

民間の事業者と公務員の個人情報の使い方はしっかり分ける必要がある。何が言いたいかという、地域福祉を前進させるためには、個人情報の有効活用も必要であるということだ。

### **(保健福祉部長)**

福祉課にて避難行動要支援者について計画を策定している中で、高齢者や障がい者には支援者を張り付けるが、基本的には同意を得られた方になっている。実際災害が起こった時はどうなのかというジレンマがあるが、地域の中でどこにどんな方がいるかという話し合いをする中で、マップという形でできあがってくるのではないか。法を遵守し、地域の工夫、力を借りて支え合っていけるのではないかと思っている。良い知恵があれば拝借したい。

### **(直江 委員)**

学習支援アシスタントや少人数学級対応講師、小 1 プロブレム対策学級補助員の確保が課題とあるが、実際どう進めていく計画か。

### **(学校教育課長)**

県の教職員配置も厳しい状況で、定数欠の講師も見つけにくい。その中で市の講師を確保するのは大きな課題。

小 1 プロブレム対策学級補助員だけは、継続を希望する方が多いため苦勞して探すことは少ないが、授業を一緒に担う少人数学級対応講師は難しい。いろいろなところからの情報を捉え、また学校でも探すようにしている。基本的にそれぞれの学校が責任をもって見つけるということにしているが、課としてもネットワークを駆使しながらしっかりと確保している状況であるものの、時間と労力が必要であり課題と考えている。

### **(原口 委員)**

近年の人権課題の中では、インターネット上の人権課題が多く出てきており、さきほども差別落書きの話が出ていた。それに対してどう対応していくのか、教育機関として学校や社会教育の中でどういった危険性があるか、また、慎まなければならないことなどについて、授業で取り組まれているのか教えてほしい。

### **(学校教育課長)**

ネット上に限らず、差別発言や友達を傷つけることのおかしさは、いろんな学習の場面を捉えながら指導している。一番多く活用しているのが古賀市独自で作成している「いのちのノート」で、これを活用しながら日々の授業や教育活動をとおり行っている。

### **(原口 委員)**

例えば、ある市町村では3・4年生で一つ、5・6年生では、課題を通してインターネットの課題をきちんとやって、中学校でもインターネットの使い方について、生徒会で話し合いをして、10時以降は使わないといった運動をつなげている。このように、子どもたちが、自分たちで関わり方を考えていくという土壌を小学校からつくりながら、中学校に繋(つな)げていくことは大事。

一方、保護者に対してはしっかり啓発しながら、携帯やスマートフォンの持たせ方、危険性などを市民全体で考えていかなければならないと思っている。できれば、学校においても、学年ごとに取り組むことをカリキュラム化していく必要があると考えるし、学校分野だけではなく、社会教育や家庭教育の立場でも取り組んでほしいと考えるがどうか。

### **(生涯学習推進課長)**

メディアとの付き合い方に関わる問題は、すでに就学前から始まっていると感じている。小さい時からテレビ・スマホ漬け、あるいは子どもにスマホを持たせて子守をさせている状況もある。

近年は、1歳半・3歳児健診で保護者向けのメディアの研修、小学生を持った保護者に対しては、メディアの啓発を行っている。

しかし、メディア上での人権侵害、人権課題を的確に捉えた啓発というところまでは至っていない。委員の話から、学校教育と連動して計画していく必要があると思った。

### **(岩城 委員)**

最近、携帯やスマホ等を使い、人と顔を合わせずコミュニケーションする手段が多様化する中で、紛争が激化してきている。私たちは通常、相手の反応や表情を見ながら、その相手に合わせてコミュニケーションする手段を小さい頃から学んできた。しかし今では、相手の表情を見ずにコミュニケーションする手段が多くなった。これにより、汚い言葉で、あるいは激しく相手を攻撃するようになり、反撃する言葉がさらに汚くなって、激しい紛争へと発展しどうにもならなくなる。このようなやり取りは、必ず証拠が残る。先に言ったほうが悪いとか、だからと言って汚い言葉で返すのが良いのかといった攻撃し合うスパイラルに陥る事件が多発している。

コミュニケーションの仕方については、直接会って目と目を合わせ、表情を見つつ行うことの重要性を、小さい頃から教育の中で教え浸透させていく必要がある。

### **(人権センター課長)**

インターネットにおける人権侵害についての取組は、まだまだ十分と言えない。今後力を入れていきたいと思っている。

### **(学校教育課長)**

保護者が、学校を飛び越えて教育委員会に苦情を申し立てるケースが増えており、それもメールで、時間を問わず送られてくることがある。

文章を読む限りでは主訴がわかりにくく、電話であれば何を求めているのか探りながら解決策を立てることができるが、メールだと読み取れないこともある。本当に求めていることが何なのか、その背景は何なのかを考えるが、早く返さなければならず、返信している。その後、相手からの反応がないと、それっきりになってしまう場合もある。

顔を合わせてコミュニケーションをとることは、小さい頃から大事であるということを教育することが必要であると思う。

原口委員の話で、学校では人権集会等があり、小学校では「チクチク言葉封印式」を児童会で子ども自身が企画して取り組んでいる学校もある。友達が傷つく言葉を封印して、ふわふわする「あったか言葉」を使おうと子ども自らの発想の基で行っている。

あたたかい教育活動をさらに展開することが、コミュニケーション力をつける上で大事であると思っている。

### **(渡 会長)**

保健福祉部を除いての審議は、一応これで終わりたいと思う。

**【前半審議 終了】**

---

【後半審議 開始】

**（渡 会長）**

後半の会議を始める。保健福祉部以外でも構わない。質疑を。

**（原口 委員）**

松本委員からも質問されていたが、職員の人権研修について聞きたい。

学校現場において急激に若い先生が増えており、どう人権研修を行っていくかが課題とされている。50代の職員が大量退職して、新たな職員が採用されることは悪いことではないが、人権に関する認識がうすい教員が多い中、その研修体系をどうするかという点について、学校現場は苦勞している。

74・75ページに研修のことが触れてあるが、同様の苦勞がないか。若手職員をどのような考え方で育てようとしているのか。

**（総務部長）**

学校同様、市の職員も似たような状況がある。採用された段階では、人権感覚が薄い職員がいるという認識はある。新規に採用された際は、古賀市独自の研修も行うし、職員研修所に行かせ、カリキュラムを組んで行っている。合わせて、OJT研修として職場内で経験ある先輩職員が若手職員に教えるといった形で人権研修に取り組んでいる。一日も早く先輩職員に追いつくように、しっかりと指導、研修を今後もやっていきたいと考えている。

**（原口 委員）**

若い人に差別の現実が見えにくくなっている。同対事業も含めて法整備が進んできたことで、どこに差別があるのか、30年前に比べると見えにくくなっている現実がある。

どうすれば若い職員に理解させられるか、効果的な研修になるのかをみんなで知恵を絞って考える必要がある。ぜひ職員人権研修企画推進委員会で、効果的な研修のあり方を考え、充実を図ってほしい。

**（総務部長）**

職員人権研修企画推進委員会で検討しながら、職場内前期・後期研修を行っている。

今年度は、古賀市職員同和問題研修資料を作成し、前期で、過去からの古賀市の同対事業を含めて啓発してきた歴史を、人権センターの職員による研修を行い、後期はそれを踏まえた職場討議を職場内で実施する予定としている。

**（原口 委員）**

どうしたら自分事となるか考えることがある。その時に人権研修会を企画立案する立場に立った時に一番身近になる。講師を誰にするか、どうしたらみんなにわかってもらえるのかと考える。自分で苦勞することで身についてくる。一方的に教えられる対象となるだけではなく、職員が主体となっ

て方向性を合わせて考えることで職員が伸びていくのではないかと思う。

#### **(萱沼 委員)**

35 ページ、妊娠期保健事業で妊婦さんに対する教室が挙げられているが、性の多様性についての指摘もあったが、具体的な事業の中で、パパママ教室やパパ教室のような男性側の視点での施策が全体的に少ないのではないかと気になった。

4 ページの体系図の中で「女性の人権問題」とあるが、従来は女性が弱い立場にあったので表題が女性となっているが、性が多様化する中でここでの人権問題は性別に関わる人権問題であると考えられる。

最近の社会事象の中でマタニティーハラスメントはあるが、最近では、男性側が育児休業を取る際に嫌がらせがある等、パタニティハラスメントと言われることもあり、逆のジェンダーバイアスが掛かっているような人権問題が発生しているので、そういった視点を持った施策を盛り込む方がよりいいのではないか。

#### **(子育て支援課長)**

妊婦教室は「すこやか教室」として行っており、父親の参加は多くないが、夫婦で参加されている状況が現在はある。

2 年前まで、父親を対象とした子育て支援事業を行っていたが、参加者が少なくなってきたこともあって、父親だけではなく、家族全員で参加できるような講座等に内容を変えることによって、家庭で子育てを共有できるような支援ができないかと考え、夫婦に限らず祖父母なども参加できるような事業としている。

#### **(原田 委員)**

62 ページの人権センターが所管している「みんなの人権ひろば」の参画団体の数が年々減っているとあるが、どんな団体が参加し、なぜ最近減っているのか理由が知りたい。

50 ページ、障害者相談事業の中で相談件数が平成 29 年度は減っている。相談件数の増減については一概には言えないが、平成 28 年度には障害者差別解消法ができ合理的配慮の問題等の問い合わせが増えてきたのではないかと推測されるが、29 年度にそれが減ってきたのは、数字だけではなく相談の内容でどう変化しているのか説明してほしい。

人権施策を網羅的に取り上げ、成果・課題という項目で整理するのはかなりの労力を要すると思う。このような古賀市の取組に感心し敬服している。このような取組を行っている自治体は少ないと思う。問題点の指摘はあるが、全体としての取組はすごいと思う。

#### **(人権センター係長)**

「みんなの人権ひろば」の内容は、7 月・12 月のつどい等に合わせて人権団体などによる取組をパネル展示という形で行っている。毎年、周知しお願いをしているが、展示を希望する企業が減ってきている現状。

内容を充実し、情報提供の場として工夫を凝らしながら進めていきたい。

**(原田 委員)**

やり方がマンネリ化しているということか。

**(人権センター係長)**

指摘の部分もあると思う。グローバープラザなどで啓発パネル展示もなされているので、今後は参考にしながら取り組みたい。

**(障害者福祉係長)**

相談窓口の「咲」や「みどり」については、いずれも平成 29 年度に相談件数が減っている。理由として考えられるのは、ヘルパーを使ったり、通所サービス等の障害福祉サービスにつながった計画相談支援は増えているので、サービスにつながらない一般的な相談が減ってきていると考えている。相談の中身については手持ち資料がないので答えられない。

**(原田 委員)**

障がい者であるがゆえに、レストラン等で入店を拒否された、あるいはタクシーの乗車を拒否されたというような差別的な対応をされたという相談があるのか。

**(障害者福祉係長)**

差別的な相談は入っていない。

**(原田 委員)**

障がい者に対する差別的な相談は、どこが対応しているのか。

**(障害者福祉係長)**

昨年度末に福祉課に来所され、障害者福祉係で受けたケースがある。

セミナーへの参加を断られた方がいたが、主催者である福岡市の事業者と福岡市を交えて協議を行い解決につなげた。

**(直江 委員)**

原田委員の質問に関連して、障がい者の方も社会参加したいはずであるが、障がいがあることで社会参加することを妨げられていることがあると思う。バリアフリーの道路問題やトイレ、スロープ、エレベーター等の問題を、実際障がい者の方がどう考えているのかを聴く機関があるのか。知人でもイベントには参加したいが、実際に参加するとトイレの関係が手薄で、参加するだけで疲れてしまう。もっと配慮があれば、次も出ていきたいし、出ていけるのにと声を聞くが、そんな相談はどこにしたらいいのか。

### **(障害者福祉係長)**

障がい者の方が社会参加したい、あるいはイベントに参加したいということであれば、障害者福祉の窓口や相談窓口の「咲」などで受けている。

相談を受ける中で障害者福祉サービスの中には、ヘルパーが同行する移動サービス等があるので情報提供しサービス利用につながっている。

### **(人権センター課長補佐)**

障がい者に限らず、すべての人権に関わる相談については、総合行政で人権行政を推進している立場からすると、すべての部署で、すべての職員が、相談の窓口になりえないと意味がないと考えている。ただ、それぞれの職員がすべてワンストップで回答または解決できるわけではない。あくまで相談を受ける姿勢が大事ではないかと思う。相談を受ける中で関係機関や所管課にうまくつないでその方の悩みを解決できるように、市あげて支援するというスタンスで居なければ職員としてはいけないのではないかと考える。

障がい者のことは障害者福祉係に、であるとか、同和問題は人権センターに、といった考え方が、古賀市として誤っていたと認識して、人権施策基本指針を作ってきたわけであるから、そのようにご理解いただくのが本来の姿ではないかと考える。

### **(松本 委員)**

33 ページの青少年活動推進事業で、スタンドアロン事業の課題に「本当に支援が必要な子どもたちに支援が行き届いているか」と記されているし、41 ページのひとり親家庭等自立支援事業では、「市民に対し、制度周知の情報提供の在り方について検討する必要がある」と記されている。

全体を見て、市の共通課題は、事業や支援のシステムを市民に対し周知徹底することが大事ではないかと思う。

福祉課から説明があったが、移動サービスのような素晴らしいサービスがあることも本日初めて知った。

広報やホームページ等を駆使するとともに、“戦略会議”のようなものを設けるなどして、周知・徹底という課題を克服してもらいたい。要望としておきたい。

### **(渡 会長)**

全体的な意見として何かないか。政策全般について副市長からは。

### **(副市長:横田)**

貴重な意見をいただいたし、実施計画に関する具体的な指摘もいただいた。今後、実施計画の改定・修正作業を行うとともに、施策に反映させていきたいと思う。

職員研修に関する意見ももらったが、差別を目の前にした時に能動的に動く職員であってほしいと思っている。一步前に踏み出せる、動ける職員が求められると考えているため、この点については、繰り返し研修を重ね人権意識を高め自ら動ける職員に育てていきたい。

また、職員研修の中で重視しているのは、これまでの歴史と記憶が形骸化していくことを心配して



いる。そのため、職員研修用資料として、過去から現在に至るまで、古賀町時代から取り組んできたことをまとめた資料を作成した。これを基に職員研修を実施していきたい。一例を言うと、市の施設や事業が、どのようないきさつで、どういう目的でできたのか、どんな問題があってその解決のためにどんなことに取り組んで、結果、それが現在も継続している、というような流れがわかるような内容の資料である。現時点では、最終調整の段階ではあるが、完成次第研修に生かしていく。

#### **(副市長:柴田)**

故(ふる)きを温(たず)ね新しきを知ること、人権問題を語るに当たって重要なポイントになる。地域の歴史を踏まえて人権問題を考えていかなければならない。

また、SNSの問題について、まさにそういう時代に入ったと思っているし、情報が雪崩のように入ってくる中で、これをきちんと整理できる能力を身につけなければならない。そのようなことを学校現場や市職員向け、市民向け等具体的に盛り込んでいく必要があると考える。

#### **(渡 会長)**

(3) 答申について、事務局から説明を願う

#### **(人権センター課長補佐)**

本来であれば、これまでの質疑を受け、あらためて委員に集まっただき、答申の内容等について意見を聞くべきところであるが、諸事情によりそれが難しい状況である。

したがって、本日出された意見を参考に、事務局にて答申の素案を作成させてもらいたいと考えている。素案が整い次第、各委員へ郵送等により届けさせてもらい、追加すべき事項や文章表現の修正などについて意見をいただきたいと考えている。

いただいた意見を参考に、あらためて答申(案)を作成させてもらった後、最終的な確認を渡会長にお願いできればと考えている。

渡会長の了解をいただいた後、答申の確定版を、あらためて各委員に届けさせてもらいたい。

なお、確定した答申は、会長と市長の日程を調整し、双方面談の上で会長から市長へ手渡してもらいたいと考えている。当然その際は、各委員にも可能な限り出席いただきたいので、日程等が決まり次第お知らせさせていただく。

以上。

#### **(渡 会長)**

答申について事務局から提案があったが、いかがか。

※異議なしと発言する者あり。

#### **(渡 会長)**

それでは、事務局提案のとおり素案の確認をいただいた後、私に一任いただくということで良いか。

※異議なしと発言する者あり。

**(渡 会長)**

それでは、そのようにさせていただく。  
最後に(4)その他として、皆さんから何かないか。

※「なし」と発言する者あり。

事務局の方からはないか。

**(人権センター課長)**

ありません。

**(渡 会長)**

それでは、これをもちまして、平成30年度古賀市人権施策審議会の議事をすべて終了いたします。  
委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

**10. 閉会(人権センター課長)**

ありがとうございました。

渡会長におかれては、委員の方々から意見が出やすいよう進行いただきありがとうございました。  
また、委員の皆様におかれては、長時間にわたり熱心な審議、そして貴重な意見を賜りありがとうございました。最後に、副市長の横田が、閉会のあいさつをいたします。

**(副市長:横田)**

長時間にわたる熱心なご審議・ご議論に感謝申し上げます。

事務局が申し上げたが、正規の手順をひとつ飛び抜かすような形でご迷惑をおかけするが、よろしくお願いしたい。

本日はどうもありがとうございました。